

福岡市博物館リニューアル事業事業者検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第2条第2項の特定事業として福岡市が実施する、福岡市博物館リニューアル事業（以下「事業」という。）に係る事業者検討委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の選任)

第2条 委員の人数は5人以内とする。

2 委員は、専門的な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員への委嘱事項)

第3条 市長は、次に掲げる事項について、委員から意見を聴取する。

- (1) 法第5条の実施方針に関すること。
- (2) 法第7条に規定する特定事業の選定に関すること。
- (3) 法第8条に規定する民間事業者の選定に関すること。
- (4) その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、福岡市が法第7条の規定により選定した特定事業に係る事業契約を締結した日までとする。補欠の委員の任期も同様とする。

(委員会)

第5条 市長は、委員の意見聴取を行うため、委員会を開催することができる。

2 利害関係人と判断された委員は、委員会に出席することができない。ただし、特別な事情が認められる場合は、この限りではない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会では、委員の互選により、委員長及び副委員長を選任する。

2 委員長は委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の公開、非公開)

第7条 委員会の公開・非公開については、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条第4号、第5号及び第38条ただし書きに基づき非公開とする。

- (2) 委員会の公正性、透明性を確保するため、議事録を作成しなければならない。
- (3) 委員会資料及び議事録は、委員会解散後に公表するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員（委員の職を退いた者も含む。）および委員会の出席者は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(除斥)

第9条 委員は、次の利害関係を有するときは、第3条の事項について、審議に加わることができない。

- (1) 委員が、直近5年に公募に参加する企業に所属している場合
- (2) 委員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居人が、公募に参加する企業の役員である場合
- (3) 委員が、直近5年に公募に参加する企業から寄附を受け、又は共同研究を行っている場合
- (4) 前各号に掲げる利害関係に類するものとして、市長が認める場合

(解嘱)

第10条 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月4日から施行する。